

○鹿児島県警察事務の決裁に関する訓令

(平成27.3.13
鹿児島県警察本部訓令第3)

改正 令和5.3訓令第17

鹿児島県警察事務の決裁に関する訓令（平成8年鹿児島県警察本部訓令第19号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、鹿児島県警察において処理する警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、事務処理の能率化及び適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 本部長又は署長の権限に属する事務について、本部長若しくは署長又はそれらの補助機関が最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 本部長又は署長の権限に属する事務について、常時本部長又は署長に代わってそれらの補助機関が決裁することをいう。
- (3) 専決者 専決する権限を有する者をいう。
- (4) 代決 決裁について権限を有する者（以下「決裁者」という。）が不在の場合において、あらかじめ認められた範囲内で、決裁者が決裁すべき事務を他の者が一時決裁者に代わって決裁することをいう。
- (5) 代決者 代決する権限を有する者をいう。
- (6) 組織規則 鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号）をいう。
- (7) 組織訓令 鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）をいう。
- (8) 部長 組織規則第29条に規定する部長をいう。
- (9) 参事官 組織規則第29条の2に規定する警務部参事官兼首席監察官及び組織規

則第30条に規定する参事官をいう。

- (10) 所属 鹿児島県警察本部（以下「警察本部」という。）の課（所及び隊を含む。以下同じ。）、鹿児島県警察学校（以下「警察学校」という。）及び警察署をいう。
- (11) 本庁 警察本部（留置管理課、免許管理課、免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）をいう。
- (12) 所属長 所属の長をいう。
- (13) 警察本部の課長等 組織規則第31条に規定する課長等及び組織規則第36条に規定する校長並びに組織規則第32条から第34条までに規定する管理官、教養企画官及び首席術科師範等をいう。
- (14) 理事官等 組織規則第37条に規定する副校長並びに組織訓令第3条に規定する理事官等及び組織訓令第4条に規定する調査官等をいう。
- (15) 課長補佐等 組織訓令第5条に規定する課長補佐及び組織訓令第5条の2に規定する術科師範等をいう。
- (16) 副署長等 組織規則第39条に規定する副署長並びに組織訓令第21条に規定する副署長及び次長をいう。
- (17) 天文館・地域安全対策官等 組織訓令第21条の2に規定する天文館・地域安全対策官及び組織訓令第22条に規定する地域官等をいう。
- (18) 警察署の課長等 組織訓令第24条に規定する課長及び組織訓令第34条に規定する幹部派出所長をいう。
- (19) 課長代理等 組織訓令第25条から組織訓令第27条までに規定する留置専門官等、主幹及び課長代理をいう。
- (20) 主管部 当該事務を所掌する警察本部の部をいう。
- (21) 主管課 当該事務を所掌する警察本部の課又は警察署の課をいう。

本条…一部改正(令和5.3訓令17)

(決裁)

第3条 すべての事務は、決裁を受けた後でなければ処理してはならない。

(重要事項等に関する措置)

第4条 専決者は、事案の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理について、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が重要と認められるもの
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるもの

- (3) 疑義又は重大な紛議があると認められるもの
 (4) あらかじめその処理について特に指示を受けたもの

(課長等の専決の特例)

第5条 警察本部及び警察署の課長等は、その専決事項のうち、軽易かつ定例的なものについて、その下位の職にあるものに専決させることができる。

(代決)

第6条 決裁者が不在であるときは次表に掲げる決裁区分に応じて第1位代決者が、決裁者及び第1位代決者ともに不在であるときは同表に掲げる決裁区分に応じて第2位代決者が、それぞれ代決することができる。ただし、第2位代決者の代決は、事務の内容が急を要すると認められるものに限るものとする。

決 裁 区 分		第 1 位 代 決 者	第 2 位 代 決 者
警 察 本 部	本 部 長	警 務 部 長	主管部の部長。ただし、警務部については、参事官。
	部 長	主 管 部 の 参 事 官	主 管 課 の 課 長 等
	課 長 等	理 事 官 等	課 長 補 佐 等
	理 事 官 等	課 長 補 佐 等	
警 察 署	署 長	副 署 長 等	主 管 課 の 課 長 等
	副 署 長 等	主 管 課 の 課 長 等	主 管 課 の 課 長 代 理 等
	課 長 等	課 長 代 理 等	

(代決の禁止)

第7条 前条の規定にかかわらず、事案が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、代決することができない。ただし、上司の指揮を受けて処理するものについては、この限りではない。

- (1) 事案の重要度及び緊急度を考慮し、緊急に実施する必要がないと認められるもの
 (2) 新たな計画に関するもの
 (3) 上司があらかじめ代決の禁止について指示したもの

(報告及び後関)

第8条 専決者は、専決した事務については、常に報告できるように整理しなければならない。

- 2 代決者は、必要に応じ、速やかに決裁者の後関を受け、又は決裁者にその内容を報告しなければならない。

本条…一部改正(令和5.3訓令17)

(細目)

- 第9条 本部長若しくは署長の決裁を要する事務又は警察本部若しくは警察署の補助機関が専決することができる事務については、別に定める。

(事務の決裁基準)

- 第10条 事務の決裁基準については、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部長の決裁が必要なもの

- ア 本県警察の運営の基本に係るもの
- イ 組織の総合的運営に係るもの
- ウ 職員の身分の基本に係るもの
- エ 他の行政機関に係るもので、警察運営上影響が大きいもの
- オ 社会的反響が大きいもの又は大きいことが予想されるもの
- カ 疑義又は紛議があるもの
- キ 本県警察としての斉一性を担保する必要があると認められるもの
- ク 本県警察の運営上特に必要なもの又は特に慎重な判断を要するもの

- (2) 部長が専決することができるもの

- ア 本部長が示した方針の範囲において行うもので、警察運営上重要なもの又は慎重な判断を要するもの
- イ 規程等により処理基準が示されているもので、警察運営上重要なもの又は慎重な判断を要するもの
- ウ 他の行政機関に係るもので、警察運営上影響があるもの
- エ 社会的反響があるもの又はあることが予想されるもの
- オ 部内各課の斉一性を担保する必要があると認められるもの

- (3) 警察本部の課長等が専決することができるもの

- ア 本部長が示した方針の範囲において行うもので、事務的なもの
- イ 規程等により処理基準が示されているもので、事務的なもの
- ウ 所属内の事柄で、他に影響しないもの

- (4) 署長の決裁が必要なもの

- ア 警察署の運営の基本に係るもの
 - イ 警察署における組織の総合的運営に係るもの
 - ウ 所属職員の身分の基本に係るもの
 - エ 他の行政機関に係るもので、警察署の運営上影響が大きいもの
 - オ 社会的反響が大きいもの又は大きいことが予想されるもの
 - カ 疑義又は紛議があるもの
 - キ 警察署としての斉一性を担保する必要があると認められるもの
 - ク 警察署の運営上特に重要なもの又は特に慎重な判断を要するもの
- (5) 副署長等が専決をすることができるものの基準
- ア 署長が示した方針の範囲において行うもので、事務的なもの
 - イ 規程等により処理基準が示されているもので、事務的なもの
- (6) 警察署の課長等が専決をすることができるもの
- ア 署長が示した具体的指示の範囲において行うもので、事務的なもの
 - イ 課内の事柄で、他に影響しないもの

本条……一部改正(令和5.3訓令17)

附 則

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。

附 則 (令和5.3.2訓令17)

この訓令は、令和5年3月17日から施行する。